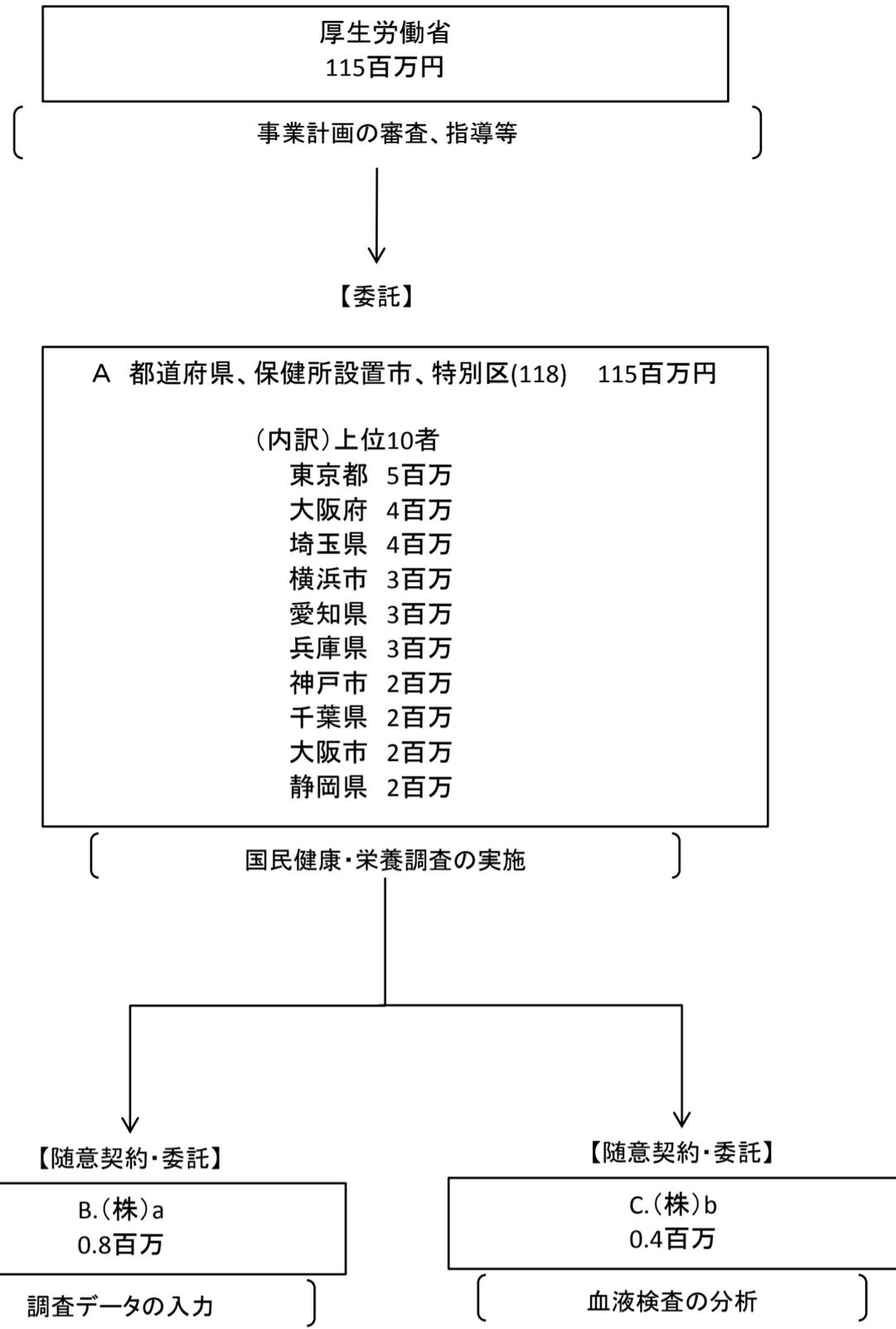


行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	国民健康・栄養調査委託費	事業開始年度	平成15年度	作成責任者		
担当部局庁	健康局	担当課室	生活習慣病対策室	生活習慣病対策室 宮崎 雅則		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	健康増進法第10条、第13条	関係する計画、通知等	「国民健康・栄養調査の実施について」			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	健康増進法第10条に基づき、健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ること					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>国民健康・栄養調査は、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするために、国民生活基礎調査から無作為に抽出された300単位区内の約6,000世帯、約15,000人を対象に、毎年11月に実施されているものであり、国は、健康増進法第13条に基づき、調査の実施にかかる費用を負担する。</p> <p>【健康増進法第10条に規定する事業】</p> <p>①厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。</p> <p>②都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)は、その管轄区域内の国民健康・栄養調査の執行に関する事務を行う。</p> <p>【健康増進法第13条に規定する事業】</p> <p>国は、国民健康・栄養調査に要する費用を負担する。</p> <p>【補助率】 10/10</p>					
実施状況	平成20年国民健康・栄養調査 調査世帯 3,838世帯 調査協力者数 約9,100人					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	123	125	126	125	125
	執行額	122	118	115		
	執行率	99.2	94.4	91.3		
	総事業費(執行ベース)	123	125	126		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先・用途の把握については、事業完了後提出される事業実績報告により把握				
	見直しの余地	国民健康・栄養調査の実施は、健康増進法第10条第1項に規定されている事業であり、同事業に要する費用は、健康増進法第13条に基づき、国が負担することとされている。本事業の予算の執行率は過去3カ年平均で95%程度であり、予算額については適切であると考えられる。				
予算・監視の効率化	国民健康・栄養調査委託費については、健康増進法に基づく必要な事業であり効率化は困難であるが、引き続き適切な予算執行に努めること。					
補記	国民健康・栄養調査の結果は、「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」の数値目標の現状を把握することにも使用されている。					

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)



費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者につ  
 いて記載する。使途と費目の  
 双方で実情が分かるように  
 記載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
報酬	調査員の報酬	2			
委託費	血液検査、調査結果データ入力	1			
その他	賃金、消耗品購入、旅費等	2			
計		5	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0